

火災予防条例の一部改正について

蓄電池設備の基準の一部改正

1 改正理由

現行の蓄電池設備の規制は、主に鉛蓄電池（開放型）を想定した規定となっています。今般、総務省消防庁において検討を行い、蓄電池設備の多様化や、蓄電池容量の大容量化に十分に対応した安全基準となるよう、蓄電池設備の規制対象や出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を規定するなど、国の省令が改正されたことから、同様に茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正しました。

2 改正概要

- (1) 規制の単位が、「アンペアアワーセル (Ah・セル)」から「**キロワット時 (kWh)**」へ変更しました。
- (2) 規制対象は、10キロワット時を超えるものからとしました。
- (3) 10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので消防庁長官が定める出火防止措置が講じられたもの（※7号告示第2）は規制対象外とする

3 消防への届出

届出対象を、蓄電池容量が20キロワット時を超えるものからとしました。

現行

Ah・セル	火災予防条例への適合	消防への届出
～4800Ah・セル	規制対象外	不要
4800Ah・セル～	必要	必要

改正後

蓄電池容量	火災予防条例への適合	消防への届出
10kWh 以下	規制対象外	不要
10kWh 超 ～ 20kWh 以下	必要 ※出火防止措置が講じられたものは 規制対象外	不要
20kWh 超	必要	必要

※蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

4 施行期日

令和6年1月1日から施行されます。

固体燃料を用いた厨房設備（炭火焼き器）の基準の追加

1 改正理由

新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が定められたことに伴い、固体燃料である木炭を使用する炭火焼き器の離隔距離を規定しました。

火災予防条例 別表第3（一部抜粋）

種類				離隔距離 (cm)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの	使用温度が 800℃以上のもの			—	250	200	300	200	
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの			—	150	100	200	100	
		使用温度が 300℃未満のもの			—	100	50	100	50	
	略									

2 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

お問い合わせ

茨城西南広域消防本部

予 防 課 0 2 8 0 - 4 7 - 0 1 2 9

古河消防署 0 2 8 0 - 4 7 - 0 1 2 0 管轄：古河市・五霞町

下妻消防署 0 2 9 6 - 4 3 - 1 5 5 1 管轄：下妻市・八千代町・常総市（旧石下町）

坂東消防署 0 2 9 7 - 3 5 - 2 1 2 9 管轄：坂東市・境町